小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１０４号
千葉県松戸市馬橋1801番地の７
再生債務者　中島　悦子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年２月３日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再イ）第１１５２号
東京都江戸川区中葛西７―10―１
再生債務者　秋田　道春
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年２月６日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第６号
兵庫県宝塚市口谷西３丁目29番地の51
再生債務者　岡田　　勉
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月12日から平成24年３月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（再ロ）第１０００３号
埼玉県草加市氷川町830―１―704
再生債務者　松本　　稔
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月16日から平成24年４月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１０００６号
東京都墨田区文花３―17―16―514
再生債務者　渡辺　幸人
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月16日から平成24年４月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第２号
新潟県南蒲原郡田上町大字横場新田368番地子
再生債務者　中澤由紀夫
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月５日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月19日から平成24年４月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（再ロ）第２９号
京都府八幡市八幡月夜田７番地の１グランフェルティくずはサンクコート424号
再生債務者　宗安　範幸
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月８日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月12日から平成24年３月19日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１００９６号
東京都世田谷区北烏山８―18―25―106
再生債務者　中林　金守
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月20日まで
平成24年２月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０１０４号
千葉県市川市平田３―５―２―124
再生債務者　阿部　裕司
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月20日まで
平成24年２月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第５号
兵庫県川西市丸山台１丁目４番地の３　D―203
再生債務者　西原　照義
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月27日まで
平成24年２月６日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（再ロ）第４号
千葉県東金市小野1579番地25
再生債務者　吉田　　実
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月28日まで
平成24年２月７日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（再ロ）第８４号
大阪市淀川区東三国１丁目13番15号
再生債務者　佐竹　豊喜
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年３月６日まで
平成24年２月７日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００６０号
東京都豊島区千早２―12―２
再生債務者　中島　敏夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年12月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１４号
千葉県習志野市東習志野５丁目19番２号
再生債務者　佐々木由紀子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年１月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月６日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第２号
和歌山県田辺市あけぼの47番16―301号東宝ハイツⅡ３―A
再生債務者　岩峪せつ子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年２月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月７日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（再ロ）第２号
神奈川県小田原市久野2229番地の19
再生債務者　嶋田　拓也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年２月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月７日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２３年（再ロ）第７９号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目２番７号
再生債務者　隅田　裕司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年２月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月７日
大阪地方裁判所第６民事部

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。
平成 24 年２月 15 日
独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｊ―254	昭和28年３月11日	片山　　光	平成23年12月９日	
京博Ｊ―336	昭和29年３月15日	片山　　光	平成23年12月９日	